

平成22年10月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第1669号 不当利得返還等請求事件

平成22年(ワ)第4264号 同反訴請求事件

口頭弁論終結日 平成22年8月24日

判 決

愛知県

本訴原告・反訴被告

(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

福 谷 朋 子
伊 藤 陽 児

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

本诉被告・反訴原告

ア コ ム 株 式 会 社
(以下「被告」という。)

同代表者代表取締役

木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士

山 田 信 義

主 文

- 1 被告は、原告に対し、119万0217円及びこれに対する平成21年6月3日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 被告の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを23分し、その22を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴

被告は、原告に対し、130万9239円及びうち119万0217円に対する平成21年6月3日から、うち11万9022円に対する訴状送達の日
の翌日から、それぞれ支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 反訴

原告は、被告に対し、金105万8080円及びこれに対する反訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年12%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件本訴は、原告が、被告に対し、継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金
のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた
部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると、過払金が発生し
ていると主張して、不当利得返還請求権に基づき、その過払金の返還及び過払
金の発生時から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求めると
ともに、同条後段に基づき、弁護士費用に相当する損害金の支払を求める事案
である。

本件反訴は、被告が、原告に対し、上記の過払金は発生していないと主張し
て、貸金の返還を求める事案である。

2 前提事実（争いがない事実）

(1) 被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関す
る法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であ
る。

(2) 被告は、原告に対し、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息の
約定で、別紙計算書の「借入金額」欄記載の各金員を、同別紙の「年月日」
欄記載の各年月日に貸し付けた。他方、原告は、被告に対して、上記各貸付
けに係る債務の返済として、同別紙の「弁済額」欄記載の各金員を、同別紙
の「年月日」欄記載の各年月日に支払った（以下、この取引を「本件取引」
という。）。

3 争点及び争点についての当事者の主張

本件の主たる争点は、本件取引が一連のものと評価できるか否かという点である。

(1) 被告の主張

被告は、原告に対し、昭和60年8月8日、最初の貸付けを行い、平成10年9月11日、残金全額の支払がされ、取引が終了した（以下「第1取引」という。）。その後、被告は、原告に対し、平成11年6月23日、貸付けを行い、平成18年8月25日、解約により終了した（以下「第2取引」という。）。さらに、被告は、原告から、同日、原告所有の自宅マンションを担保として350万円の借り入れの申込みを受けたので、与信調査を行い、不動産カードローン基本契約を締結して（以下「第3取引」という。）、350万円を貸し付け、同貸付金から第2取引の残元金48万8798円の返済を受けた。

第1ないし第3取引は、それぞれ別個独立の取引であるというべきである。また、第1、第2取引と第3取引とでは、担保の有無、契約金額、利率について相違があり、被告は第3取引の開始に当たり慎重かつ厳格な与信調査を行っていることからすると、後者は別個の契約と評価され、前者で発生した過払金は後者に充当されるものではない。

仮に第1取引と第2取引が一連のものと評価されたとしても、その過払金返還債務は244万1712円であるところ、第3取引については未払元金として349万9792円があるから、相殺しても105万8080円の未払元金が残存している。

(2) 原告の主張

原告は、平成10年9月11日に42万円を支払ったが、なお残元金があり、解約処理も行われていないから、同日において第1取引が終了したということとはできない。また、原告は、その後、平成11年6月23日に被告か

ら35万円の貸付けを受けているが、この間、新たな契約が締結されたことはない。したがって、第1取引と第2取引とは、法律上も1個の契約に基づく連続した取引と評価されるべきである。

第3取引は、法律上は別個の契約であるが、350万円の貸付けは、従前の取引の残高49万7962円の返済と同時に行われており実際にはその差額の授受がされただけであること、契約書上も従前の貸付契約としてそれまでの取引に係る契約が存在することやその約定残元金が記載されていること、従前の取引に係る契約は同日に解約処理がされ同日以降の原被告間の取引は第3取引のみとなっていること、第3取引は従前の取引と同様にいわゆるリボルビング方式の返済とされていることからすれば、結局のところ、第3取引に係る契約は、従前の債務の貸し増しを伴う借り換えにすぎず、従前の取引とは一個の連続した貸付取引と評価されるべきであり、従前の取引により過払金が生じている場合にはこれを第3取引における借入金債務に充当する旨の合意があったというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点（本件取引が一連のものとして評価できるか否か）について

(1) 第1取引及び第2取引について

証拠（甲3）によれば、第1取引と第2取引は、いずれも、一定の極度額の範囲内で貸付けと弁済を繰り返し行うという態様で行われる継続的な金銭消費貸借取引であって、いわゆるリボルビング方式による返済の約定を有する基本契約に基づくものであることがうかがわれるところ、①原告は、第1取引の最後の取引日である平成10年9月11日、42万円を弁済したが、これを利息と元金に充当しても212円不足していたこと、②被告が原告に交付した「お取引明細書」（甲3）には、上記の日において契約の解約処理がされた旨の記載がないこと、③第2取引の最初の取引日である平成11年6月23日の貸付けは、第1取引と同じ約定利率の下で行われたことが認め

られる。他方、第2取引に係る貸付けの開始に際し、新たに基本契約が締結されたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、第1取引と第2取引は、過払金充当合意を含む1つの基本契約に基づく継続的金銭消費貸借取引であるというべきであるから、これらは一連のものとして評価することが相当である。

(2) 第3取引について

証拠（甲3，乙2，6ないし18（枝番を含む。））によれば、①第2取引の期間中であつた平成18年当時においては、原告と被告との間の基本契約における極度額が50万円、利息が年27.375%、遅延損害金が年29.2%とされていたこと、②第2取引の最終日である平成18年8月25日当時における貸付残高は、元金が48万8798円であつたこと、③原告と被告は、同日、不動産カードローン基本契約（以下「第3取引に係る契約」という。）を締結し、同契約に基づいて、原告所有の不動産に根抵当権が設定されるとともに、原告は被告から350万円を借入れたこと、④原告は、上記の借入金を原資として、上記の貸付残高を弁済し、これに伴い、従前の取引に係る基本契約について解約の処理がされたこと、⑤第3取引に係る契約においては、極度額が350万円、利息が年12%、遅延損害金が年18.25%とされ、返済はリボルビング方式によることとされたこと、⑥被告は、第3取引に係る契約を締結するに際し、原告の収入等についてヒアリングを行うとともに関係資料を提出させ、また、担保価値について調査を行ったことが認められる。

以上の認定事実からすると、第3取引に係る基本契約の実質は、従前の貸付けの切替え及び貸増しを行うもの、すなわち、従前の基本契約による取引の途中において、従前の貸付金の残額と追加貸付金額の合計額を新たな貸付金額とする旨合意した上で、新たな貸付金額から従前の貸付金残額を控除した額の金員を交付し、同時に、従前の基本契約を解約したものであるという

べきである。そして、このような実質を有する第3取引に係る基本契約を締結する当事者は、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であるから、仮に従前の取引に係る制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生する場合には、第3取引に係る契約により発生する新たな借入金債務に充当することを合意しているものと解するのが合理的である（なお、最高裁平成19年7月19日第一小法廷判決・民集第61巻5号2175頁参照）。

これに対し、被告は、従前の取引と第3取引とでは、担保の有無、契約金額、利率の相違があり、第3取引の開始に当たっては慎重かつ厳格な与信調査を行っているから、第3取引に係る契約は別個の契約であると解すべきであると主張する。しかしながら、上記の各点は、従前の貸付けの切替え及び貸増しを行う際になされた貸付条件の変更に伴って生じた事情にすぎず、上記の過払金充当合意の認定を妨げるものではないと解すべきである。

(3) 以上によれば、本件取引については一連のものとして過払金の充当計算を行うことが相当である。

2 悪意の受益者該当性

貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

しかるに、被告は、本件取引に関する貸金業法43条1項の適用の有無や、上記の特段の事情の有無について何ら主張立証しないから、悪意の受益者であると推定されるというべきである。したがって、被告は、過払金発生の中から

民法704条前段所定の利息を支払う義務を負う。

3 まとめ

以上を前提として、本件取引について、制限超過部分を貸付金の元本に充当することにより発生した過払金及び過払利息をその後の貸付けに係る借入金債務に充当すると、別紙計算書のとおり、最終取引日である平成21年6月2日の時点で、過払金119万0217円が発生していると認められる。

なお、原告は、被告が交渉段階において本件取引の一連性や悪意の受益者該当性を否認していたため、弁護士に依頼して過払金の返還を求める訴えを提起することを余儀なくされたと主張して、弁護士費用（因果関係のある11万9022円）が民法704条後段所定の損害に当たると主張する。しかしながら、被告が交渉段階において上記のような態度を採ったとしても、それが直ちに不法行為となるものではないから、原告の主張はその前提において採用することができない。

第4 結論

よって、原告の本訴請求は、119万0217円及びこれに対する平成21年6月3日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は棄却することとし、被告の反訴請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官

谷 口

豊

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者; XXXXXXXXXX
 会員番号;
 貸金業者; アコム株式会社

過払利率 5%

作成者; 久屋大通法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	S60.8.8	170,000		0.18				170,000		
2	S60.8.15	30,000		0.18	7	586	586	200,000	0	0
3	S60.9.10		10,000	0.18	26	2,564	0	193,150	0	0
4	S60.10.8		10,000	0.18	28	2,667	0	185,817	0	0
5	S60.10.30		10,000	0.18	22	2,015	0	177,832	0	0
6	S60.11.10	12,000		0.18	11	964	964	189,832	0	0
7	S60.11.26		10,000	0.18	16	1,497	0	182,293	0	0
8	S60.12.9	4,000		0.18	13	1,168	1,168	186,293	0	0
9	S60.12.27		10,000	0.18	18	1,653	0	179,114	0	0
10	S61.1.31		10,000	0.18	35	3,091	0	172,205	0	0
11	S61.2.7	6,000		0.18	7	594	594	178,205	0	0
12	S61.2.27		10,000	0.18	20	1,757	0	170,556	0	0
13	S61.3.27		10,000	0.18	28	2,355	0	162,911	0	0
14	S61.4.10	9,000		0.18	14	1,124	1,124	171,911	0	0
15	S61.5.1		10,000	0.18	21	1,780	0	164,815	0	0
16	S61.5.16	2,000		0.18	15	1,219	1,219	166,815	0	0
17	S61.5.22		10,000	0.18	6	493	0	158,527	0	0
18	S61.6.9	5,000		0.18	18	1,407	1,407	163,527	0	0
19	S61.6.23		10,000	0.18	14	1,129	0	156,063	0	0
20	S61.7.9	4,000		0.18	16	1,231	1,231	160,063	0	0
21	S61.7.28		10,000	0.18	19	1,499	0	152,793	0	0
22	S61.8.28		10,000	0.18	31	2,335	0	145,128	0	0
23	S61.9.4	5,000		0.18	7	500	500	150,128	0	0
24	S61.9.4	1,000		0.18	0	0	500	151,128	0	0
25	S61.9.19		10,000	0.18	15	1,117	0	142,745	0	0
26	S61.9.25		195,445	0.18	6	422	0	-52,278	0	0
27	S61.9.25	300,000		0.18	0	0	0	247,722	0	0
28	S61.9.25		40,000	0.18	0	0	0	207,722	0	0
29	S61.10.9	40,000		0.18	14	1,434	1,434	247,722	0	0
30	S61.10.23		20,000	0.18	14	1,710	0	230,866	0	0
31	S61.11.6	7,000		0.18	14	1,593	1,593	237,866	0	0
32	S61.11.17		20,000	0.18	11	1,290	0	220,749	0	0
33	S61.12.8	16,000		0.18	21	2,286	2,286	236,749	0	0
34	S61.12.18		20,000	0.18	10	1,167	0	220,202	0	0
35	S62.1.7	10,000		0.18	20	2,171	2,171	230,202	0	0
36	S62.1.13	1,000		0.18	6	681	2,852	231,202	0	0
37	S62.1.16		20,000	0.18	3	342	0	214,396	0	0
38	S62.2.18		20,000	0.18	33	3,489	0	197,885	0	0
39	S62.3.9	20,000		0.18	19	1,854	1,854	217,885	0	0
40	S62.3.23		20,000	0.18	14	1,504	0	201,243	0	0
41	S62.4.7	10,000		0.18	15	1,488	1,488	211,243	0	0
42	S62.4.27		20,000	0.18	20	2,083	0	194,814	0	0
43	S62.5.11	5,000		0.18	14	1,345	1,345	199,814	0	0
44	S62.5.14	4,000		0.18	3	295	1,640	203,814	0	0
45	S62.5.22		20,000	0.18	8	804	0	186,258	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	S62.6.8	12,000		0.18	17	1,561	1,561	198,258	0	0
47	S62.6.23		20,000	0.18	15	1,466	0	181,285	0	0
48	S62.7.9	10,000		0.18	16	1,430	1,430	191,285	0	0
49	S62.7.22		20,000	0.18	13	1,226	0	173,941	0	0
50	S62.8.18		20,000	0.18	27	2,316	0	156,257	0	0
51	S62.9.8	20,000		0.18	21	1,618	1,618	176,257	0	0
52	S62.9.8	2,000		0.18	0	0	1,618	178,257	0	0
53	S62.9.21		20,000	0.18	13	1,142	0	161,017	0	0
54	S62.10.12	7,000		0.18	21	1,667	1,667	168,017	0	0
55	S62.10.20		20,000	0.18	8	662	0	150,346	0	0
56	S62.11.25		20,000	0.18	36	2,669	0	133,015	0	0
57	S62.12.26		20,000	0.18	31	2,033	0	115,048	0	0
58	S63.1.14	35,000		0.18	19	1,075	1,075	150,048	0	0
59	S63.1.30		15,000	0.18	16	1,180	0	137,303	0	0
60	S63.2.17	5,000		0.18	18	1,215	1,215	142,303	0	0
61	S63.3.2		15,000	0.18	14	979	0	129,497	0	0
62	S63.3.2	6,000		0.18	0	0	0	135,497	0	0
63	S63.4.8		15,000	0.18	37	2,465	0	122,962	0	0
64	S63.4.22	3,000		0.18	14	846	846	125,962	0	0
65	S63.5.12		15,000	0.18	20	1,238	0	113,046	0	0
66	S63.5.18	4,000		0.18	6	333	333	117,046	0	0
67	S63.5.18	1,000		0.18	0	0	333	118,046	0	0
68	S63.6.4		15,000	0.18	17	986	0	104,365	0	0
69	S63.6.13	8,000		0.18	9	461	461	112,365	0	0
70	S63.7.5		15,000	0.18	22	1,215	0	99,041	0	0
71	S63.8.1		15,000	0.18	27	1,315	0	85,356	0	0
72	S63.9.6		15,000	0.18	36	1,511	0	71,867	0	0
73	S63.10.7		15,000	0.18	31	1,095	0	57,962	0	0
74	S63.11.9	24,000		0.18	33	940	940	81,962	0	0
75	S63.11.9		15,000	0.18	0	0	0	67,902	0	0
76	S63.11.9	6,000		0.18	0	0	0	73,902	0	0
77	S63.12.14		15,000	0.18	35	1,272	0	60,174	0	0
78	S63.12.14	5,000		0.18	0	0	0	65,174	0	0
79	S63.12.30		15,000	0.18	16	512	0	50,686	0	0
80	S63.12.30	8,000		0.18	0	0	0	58,686	0	0
81	H1.1.19	2,000		0.18	20	578	578	60,686	0	0
82	H1.1.31		15,000	0.18	12	359	0	46,623	0	0
83	H1.2.14	5,000		0.18	14	321	321	51,623	0	0
84	H1.3.7		15,000	0.18	21	534	0	37,478	0	0
85	H1.3.7	5,000		0.18	0	0	0	42,478	0	0
86	H1.4.5		15,000	0.18	29	607	0	28,085	0	0
87	H1.4.16	5,000		0.18	11	152	152	33,085	0	0
88	H1.4.16	1,000		0.18	0	0	152	34,085	0	0
89	H1.5.2		15,000	0.18	16	268	0	19,505	0	0
90	H1.5.26		15,000	0.18	24	230	0	4,735	0	0
91	H1.6.14	15,000		0.18	19	44	44	19,735	0	0
92	H1.7.3		15,000	0.18	19	184	0	4,963	0	0
93	H1.7.31		10,005	0.18	28	68	0	-4,974	0	0
94	H1.7.31		5,000	0.18	0	0	0	-9,974	0	0
95	H1.9.4		15,000	0.18	35	0	0	-24,974	-47	-47
96	H1.9.13	16,000		0.18	9	0	0	-9,051	-30	0
97	H1.10.6		15,000	0.18	23	0	0	-24,051	-28	-28

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H1.11.6		15,000	0.18	31	0	0	-39,051	-102	-130
99	H1.11.10		289,308	0.18	4	0	0	-328,359	-21	-151
100	H1.11.10	300,000		0.18	0	0	0	-28,510	0	0
101	H1.12.12		15,000	0.18	32	0	0	-43,510	-124	-124
102	H2.1.16		15,000	0.18	35	0	0	-58,510	-208	-332
103	H2.2.9		291,363	0.18	24	0	0	-349,873	-192	-524
104	H2.2.9	370,000		0.18	0	0	0	19,603	0	0
105	H2.3.12	100,000		0.18	31	299	299	119,603	0	0
106	H2.3.12		20,000	0.18	0	0	0	99,902	0	0
107	H2.3.20	10,000		0.18	8	394	394	109,902	0	0
108	H2.4.10	30,000		0.18	21	1,138	1,532	139,902	0	0
109	H2.4.10		20,000	0.18	0	0	0	121,434	0	0
110	H2.4.10	10,000		0.18	0	0	0	131,434	0	0
111	H2.5.11		20,000	0.18	31	2,009	0	113,443	0	0
112	H2.5.11	7,000		0.18	0	0	0	120,443	0	0
113	H2.6.1		20,000	0.18	21	1,247	0	101,690	0	0
114	H2.6.4	11,000		0.18	3	150	150	112,690	0	0
115	H2.6.4	1,000		0.18	0	0	150	113,690	0	0
116	H2.7.2		20,000	0.18	28	1,569	0	95,409	0	0
117	H2.7.2	7,000		0.18	0	0	0	102,409	0	0
118	H2.8.6		20,000	0.18	35	1,767	0	84,176	0	0
119	H2.8.22	6,000		0.18	16	664	664	90,176	0	0
120	H2.9.10		20,000	0.18	19	844	0	71,684	0	0
121	H2.9.18	5,000		0.18	8	282	282	76,684	0	0
122	H2.9.18	1,000		0.18	0	0	282	77,684	0	0
123	H2.10.13		20,000	0.18	25	957	0	58,923	0	0
124	H2.10.13	7,000		0.18	0	0	0	65,923	0	0
125	H2.11.20		20,000	0.18	38	1,235	0	47,158	0	0
126	H2.12.26		20,000	0.18	36	837	0	27,995	0	0
127	H3.1.29		20,000	0.18	34	469	0	8,464	0	0
128	H3.1.29	17,000		0.18	0	0	0	25,464	0	0
129	H3.3.1		20,000	0.18	31	389	0	5,853	0	0
130	H3.3.26	8,000		0.18	25	72	72	13,853	0	0
131	H3.4.1		20,000	0.18	6	40	0	-6,035	0	0
132	H3.4.16	8,000		0.18	15	0	0	1,953	-12	0
133	H3.5.7		20,000	0.18	21	20	0	-18,027	0	0
134	H3.5.13	6,000		0.18	6	0	0	-12,041	-14	0
135	H3.6.5		20,000	0.18	23	0	0	-32,041	-37	-37
136	H3.7.11		20,000	0.18	36	0	0	-52,041	-158	-195
137	H3.7.11	13,000		0.18	0	0	0	-39,236	0	0
138	H3.8.1		20,000	0.18	21	0	0	-59,236	-112	-112
139	H3.8.1	10,000		0.18	0	0	0	-49,348	0	0
140	H3.8.19	2,000		0.18	18	0	0	-47,469	-121	0
141	H3.9.4		20,000	0.18	16	0	0	-67,469	-104	-104
142	H3.9.4	5,000		0.18	0	0	0	-62,573	0	0
143	H3.9.27	2,000		0.18	23	0	0	-60,770	-197	0
144	H3.10.3		20,000	0.18	6	0	0	-80,770	-49	-49
145	H3.10.14	7,000		0.18	11	0	0	-73,940	-121	0
146	H3.11.6		20,000	0.18	23	0	0	-93,940	-232	-232
147	H3.11.13	8,000		0.18	7	0	0	-86,262	-90	0
148	H3.12.6		20,000	0.18	23	0	0	-106,262	-271	-271
149	H4.1.9		20,000	0.18	34	0	0	-126,262	-494	-765

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H4. 2. 3		20,000	0.18	25	0	0	-146,262	-431	-1,196
151	H4. 2. 13	13,000		0.18	10	0	0	-134,657	-199	0
152	H4. 3. 3		20,000	0.18	19	0	0	-154,657	-349	-349
153	H4. 3. 21	12,000		0.18	18	0	0	-143,386	-380	0
154	H4. 4. 1		20,000	0.18	11	0	0	-163,386	-215	-215
155	H4. 4. 24	17,000		0.18	23	0	0	-147,114	-513	0
156	H4. 5. 6		20,000	0.18	12	0	0	-167,114	-241	-241
157	H4. 6. 2		20,000	0.18	27	0	0	-187,114	-616	-857
158	H4. 7. 2		20,000	0.18	30	0	0	-207,114	-766	-1,623
159	H4. 8. 3		20,000	0.18	32	0	0	-227,114	-905	-2,528
160	H4. 9. 4		20,000	0.18	32	0	0	-247,114	-992	-3,520
161	H4. 10. 13		20,000	0.18	39	0	0	-267,114	-1,316	-4,836
162	H4. 10. 30		20,000	0.18	17	0	0	-287,114	-620	-5,456
163	H4. 12. 2		20,000	0.18	33	0	0	-307,114	-1,294	-6,750
164	H4. 12. 31		20,000	0.18	29	0	0	-327,114	-1,216	-7,966
165	H5. 2. 1		20,000	0.18	32	0	0	-347,114	-1,433	-9,399
166	H5. 3. 3		20,000	0.18	30	0	0	-367,114	-1,426	-10,825
167	H5. 3. 27	90,000		0.18	24	0	0	-289,145	-1,206	0
168	H5. 4. 5		20,000	0.18	9	0	0	-309,145	-356	-356
169	H5. 4. 30		20,000	0.18	25	0	0	-329,145	-1,058	-1,414
170	H5. 6. 3		20,000	0.18	34	0	0	-349,145	-1,533	-2,947
171	H5. 6. 30		20,000	0.18	27	0	0	-369,145	-1,291	-4,238
172	H5. 8. 5		20,000	0.18	36	0	0	-389,145	-1,820	-6,058
173	H5. 9. 7		20,000	0.18	33	0	0	-409,145	-1,759	-7,817
174	H5. 10. 7		20,000	0.18	30	0	0	-429,145	-1,681	-9,498
175	H5. 10. 16	60,000		0.18	9	0	0	-379,172	-529	0
176	H5. 11. 2		20,000	0.18	17	0	0	-399,172	-883	-883
177	H5. 12. 6		20,000	0.18	34	0	0	-419,172	-1,859	-2,742
178	H6. 1. 6		20,000	0.18	31	0	0	-439,172	-1,780	-4,522
179	H6. 2. 1		20,000	0.18	26	0	0	-459,172	-1,564	-6,086
180	H6. 3. 2		20,000	0.18	29	0	0	-479,172	-1,824	-7,910
181	H6. 3. 28		20,000	0.18	26	0	0	-499,172	-1,706	-9,616
182	H6. 3. 28	30,000		0.18	0	0	0	-478,788	0	0
183	H6. 5. 5		20,000	0.18	38	0	0	-498,788	-2,492	-2,492
184	H6. 5. 5	30,000		0.18	0	0	0	-471,280	0	0
185	H6. 6. 8		20,000	0.18	34	0	0	-491,280	-2,195	-2,195
186	H6. 7. 6		20,000	0.18	28	0	0	-511,280	-1,884	-4,079
187	H6. 8. 9		20,000	0.18	34	0	0	-531,280	-2,381	-6,460
188	H6. 8. 13	30,000		0.18	4	0	0	-508,031	-291	0
189	H6. 9. 1		20,000	0.18	19	0	0	-528,031	-1,322	-1,322
190	H6. 10. 6		20,000	0.18	35	0	0	-548,031	-2,531	-3,853
191	H6. 11. 7		20,000	0.18	32	0	0	-568,031	-2,402	-6,255
192	H6. 11. 23	20,000		0.18	16	0	0	-555,530	-1,244	0
193	H6. 11. 23	5,000		0.18	0	0	0	-550,530	0	0
194	H6. 12. 6		20,000	0.18	13	0	0	-570,530	-980	-980
195	H7. 1. 6		20,000	0.18	31	0	0	-590,530	-2,422	-3,402
196	H7. 2. 1		20,000	0.18	26	0	0	-610,530	-2,103	-5,505
197	H7. 2. 10	28,000		0.18	9	0	0	-588,787	-752	0
198	H7. 3. 6		20,000	0.18	24	0	0	-608,787	-1,935	-1,935
199	H7. 4. 7		20,000	0.18	32	0	0	-628,787	-2,668	-4,603
200	H7. 5. 8		20,000	0.18	31	0	0	-648,787	-2,670	-7,273
201	H7. 6. 6		20,000	0.18	29	0	0	-668,787	-2,577	-9,850